

資料5 ガイドライン改訂後の周知徹底方法

ガイドライン改訂後の周知徹底方法

①ガイドラインの概要版を作成

- ・ガイドラインの本体は分量が多いことから、活用しやすさを考慮し、概要版を作成し、周知徹底に活用する。

②ガイドラインの概要版・本体、検討委員会提言等を通知及びHPで公表

- ・ガイドラインの概要版・本体と、検討委員会でまとめていただく「提言」を、海岸管理者に通知するとともに、HPで公表する。

③全国のブロック単位(地方支分部局等单位)で、海岸管理者を集めて説明会を開催

- ・ガイドラインへの理解を深めてもらうため、海岸4省庁から海岸管理者に対し、ガイドラインや「提言」を説明する場を設ける。

④定期的なフォローアップ調査の実施

- ・ガイドラインの認知度や活用状況について定期的にフォローアップを行い、着実に普及を図る。